

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第
190 条に定める書面)

2024 年 7 月 5 日

データセクション株式会社
株式会社 MSS

2024年7月5日

東京都品川区西五反田一丁目3番8号
五反田 PLACE 8階
データセクション株式会社
代表取締役 岩田 真一

東京都港区東京都港区虎ノ門4-1-40
江戸見坂森ビル
株式会社 MSS
代表取締役 松田 孝裕

株式交換に関する事後開示書面

データセクション株式会社（以下、「DS社」といいます。）及び株式会社 MSS（以下「MSS社」といいます。）は、2024年6月3日付でDS社とMSS社との間で株式交換契約（以下「本株式交換」といいます。）を締結し、DS社を株式交換親会社、2024年7月1日を効力発生日として、DS社を株式交換完全親会社とし、MSS社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記の通りです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2024年7月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定に従って差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者の異議）の手続の経過
該当事項はございませんでした。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2, 第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 190 条第 3 号)
 - (1) 会社法第 796 条の 2 (本株式交換の差止請求) の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定に従って差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条 (反対株主の株式買取請求) の規定による手続の経過
DS 社は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2024 年 6 月 7 日付けで、DS 社の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全子会社である MSS 社の商号及び住所を公告いたしましたが、所定の期間内に、会社法第 797 条第 1 項による株式買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法及び第 799 条 (債権者の異議) の手続の経過
該当事項はございませんでした。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)
本株式交換により DS 社に移転した MSS 社の株式の数は、本株式交換により DS 社が MSS 社の発行済株式の全部 (ただし、DS 社が所有する MSS 社株式を除きます。) を取得する時点の直前時 (以下「基準時」といいます。) の MSS 社の発行済株式から DS 社が所有する MSS 社の株式数を除外した 125 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)
 - (1) DS 社は会社法第 795 条第 1 項の規定により、2024 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
 - (2) MSS 社は会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
 - (3) DS 社は、本株式交換により、基準時の MSS 社の株主名簿に記載された株主 (ただし、MSS 社を除きます。) に対し、その所有する MSS 社の普通株式 1 株につき 4,120 株の割合をもって DS 社の普通株式を割当交付いたしました。
なお、DS 社が割当交付した普通株式の総数は 515,000 株です。
 - (4) DS 社の資本金及び準備金の額について、本株主交換に伴う変動はありません。

以 上